

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。）についての建築物移動等円滑化基準を定めるものとすること。

（第十条第二項及び第二十五条関係）

二 その他所要の改正を行うものとすること。

第二 附則

一 この政令は、令和三年十月一日から施行するものとする。 （附則第一項関係）

二 その他所要の改正を行うものとする。 （附則第二項関係）